

一日の働き事例

事例	解説
<p>① 工作中にオーダーミスをしてしまい、余分に料理が作られてしまった。店長に謝ったら、「この料理は君が注文したんだから、君がお金を払うべきなんだ。給料から天引きしておく」と言われた。</p>	<p>労働基準法によって、給料から保険料や年金など、決まったもの以外を天引きすることは許されず、全額を支払わなければならないと定められています。勤務中のミスを理由に、給料天引きをすることは許されません。</p> <p>他にも、「お皿を割った弁償として、給与から天引きする」ということも法律上許されておりません。</p> <p>普通のミスは織り込み済みであり、多少のミスでは損害賠償請求をされることはありません。</p> <p>※学校の先生がプールの水栓を抜いてしまったといううわさ、金額によって賠償要否が変わるわけではないことなども。</p>
<p>② 店長から「今日の昼営業で販売していたお弁当が売れ残っているので、一人2個買取ってもらおうよ」と言われた。</p>	<p>販売ノルマを課して達成できなかった場合に買い取りを強制することは、実質的に賃金の代わりに商品を渡すことに等しいと見なされ、同法が定めた通貨払いの原則に反した脱法行為となります。未達成分を給与から天引きすることも、全額払いの原則に反しています。</p> <p>ノルマを自腹で負担となると、会社はいくらでも高額ノルマを設定できてしまい、どんどん買い取りを強制し、実質的にタダで従業員を働かせて売上をアップさせるということができるようになってしまいます。法律はそういったことを認めていないので、自らきっぱりと断るようすることが大切です。</p>
<p>③ 10時になったのでタイムカードを切って帰ろうとしたところ、店長に「人が足りないんだから30分位掃除していけよ。」と言われた。</p>	<p>タイムカードを切った後に「30分位掃除をしていけ」というように、勤務時間終了後に残業をお店側が要求する場合は時間外労働に当たり、給与が発生します。この労働に対して給与を支払わないのは法律違反となり許されません。また、休憩時間中に仕事をさせることも同様に給与が発生することになりますので、労働時間相当の給与を支払わなければなりません。</p> <p>※何分単位で残業請求ができるか、などで話を膨らませてください。</p>

【時間があつたら下記の事項についても口頭説明を】

<p>自転車での通勤途中で転んでしまったことを店長に話し、労災手続きについて尋ねたところ、「勤務中にしたケガではないから労災適用外だ。そもそもアルバイト勤務の人は労災保険の適用を受けていない」と言われた。</p>	<p>労災保険は、通勤途中の事故も対象とされています。また、労災保険は、アルバイトやパートタイマーでも適用されるので、アルバイト初日の通勤途中の事故も労災保険の適用を受けられます。</p>
<p>厨房の仕事をしていた時に、誤ってフライパンを触ってしまい、火傷をしてしまいました。店長には「自分で病院に行け」と言われてしまい、治療費や手当も払ってもらえませんでした。</p>	<p>工作中・通勤中の怪我や病気には労災が適用され、治療費は無料になります。労災はアルバイトでも適用され、自分でも申請することができます。</p>